

○総務省告示第四百十三号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第2から第4まで及び第6並びに別表第二号の三第1及び第3の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百六十号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十八日

総務大臣 新藤 義孝

別表第一号及び別表第二号を次のように改める。

別表第一号 無線局の目的コードの欄に記載するコードのコード表

1 無線局の目的コード

項目	コード
電気通信業務用	CCC
公共業務用	PUB
放送事業用	BCS
実験試験用	EXP
アマチュア業務用	ATC

一般放送用	G B C
簡易無線業務用	C R A
一般業務用	G E N
基幹放送用	B B C

2 基幹放送の種類コード

項目	コード
中波放送	B M F
短波放送	B R
短波放送 (国際放送)	I B R
短波放送 (中継国際放送)	R I B
超短波放送	B F M
超短波放送 (外国語放送)	F F M
超短波放送 (コミュニティ放送)	C F M
超短波放送 (臨時目的放送)	E F M
超短波放送 (デジタル放送)	D F M
超短波文字多重放送	F C M

超短波文字多重放送（有料放送を含む。）	P F C
標準テレビジョン放送（デジタル放送）	D T J
高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送）	D H V
高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送・受信障害対策 中継放送）	S H V
データ放送（デジタル放送）	D D J
マルチメディア放送	M M H
放送試験用	B C K
その他の放送	O B C

別表第二号 通信事項コードの欄に記載するコードのコード表

項目	コード
電気通信業務に関する事項	C C C
電気通信業務（一般放送利用を含む。）に関する事項	C C G
電気通信業務（一般放送用のフアイダリンクを含む。）に関する事項	C C F
電気通信事業運営に関する事項	C C M
国会事務に関する事項	G G G

防災対策に関する事項	D A B
警察事務に関する事項	G M P
道路交通情報に関する事項 (安全運転支援に関する事項を除く。)	R D I
安全運転支援に関する事項	I T S
治安維持対策に関する事項	T R O
電気通信の監理・規律に関する事項	G M A
標準周波数及び標準時の通報	G M S
消防事務に関する事項	F D A
検察事務に関する事項	G M K
矯正管理に関する事項	G M R
入国管理に関する事項	G M E
公安調査に関する事項	G M L
外務行政事務に関する事項	G M T
税関事務に関する事項	G M C
国税事務に関する事項	G M G
宇宙開発に関する事項	S P A

放射能汚染の管理業務に関する事項	GKA
検疫事務に関する事項	GMQ
麻薬取締に関する事項	GMN
水防事務に関する事項	RDR
水防道路に関する事項 (災害対策・水防に関する事項を除く。)	RDA
災害対策・水防に関する事項	DAO
放流警報又は霧警報に関する事項	DFW
航空保安事務に関する事項	ACH
無線標識に関する事項	ACE
航空無線航行に関する事項	ACF
航空交通管制に関する事項	ACC
気象業務に関する事項 (気象警報に関する事項を除く。)	CWR
気象警報に関する事項	CWB
海上保安事務に関する事項	MSA
航路標識に関する事項	MSC
海上無線航行業務に関する事項	MSG

気象通報に関する事項	M S H
防衛に関する事項	G M D
外交に関する事項	E M B
防災行政事務に関する事項	D A I
公害対策に関する事項	K T S
土地改良事業に関する事項	A G G
地方行政事務に関する事項	L G O
道路交通情報通信に関する事項	R D V
道路管理に関する事項	R D K
電気事業に関する事項	E P A
原子力関係業務に関する事項	A T O
ガス事業に関する事項	G A S
水資源開発に関する事項	R D C
上下水道事業に関する事項	W R U
熱供給事業に関する事項	H E T
有線テレビジョン放送事業に関する事項	B C M

列車防護警報に関する事項	L C C Q
鉄道・軌道の貨客車の安全運行に関する事項	L C C L
索道用搬機の安全運行に関する事項	L C C A
一般乗合旅客自動車等の安全運行に関する事項	L C C I
赤十字に関する事項	R X X Y
航路警戒に関する事項	H S S A
港湾管理に関する事項	H S S M
国際港湾施設の保安の確保等に関する事項	H E E A
港務通信に関する事項	H S T
海難救助に関する事項	D A F
船舶又は航空機の救難に関する事項	D A H
漁業指導監督に関する事項	F S M
宇宙運用業務に関する事項	S P B
山岳遭難防止及び救助に関する事項	D B A
放送番組の中継に関する事項	B C P
放送番組素材の中継に関する事項	B C A

放送番組の取材等の連絡に関する事項	B C G
無線設備の監視・制御に関する事項	R C T
放送事業に関する事項（中継、連絡又は無線設備の監視・制御に関する事項を除く。）	B C S
実験、試験又は調査に関する事項（アルゴシステムデータ伝送に関する事項、教育に関する事項を除く。）	E X P
アルゴシステムデータ伝送に関する事項	O T P
教育に関する事項	E D C
アマチュア業務に関する事項	A T C
アマチュア業務（人工衛星追跡管制）に関する事項	A T S
一般放送に関する事項	B C B
エリア放送に関する事項	A B C
簡易な事項	C R A
船舶の航行に関する事項	M A A
電報の託送に関する事項	T L G
浮標の識別に関する事項	M S D

浮標の無線標定に関する事項	F S O
海上運送事業に関する事項	M C S
海洋の観測に関する事項	M C R
水先・引き船に関する事項	H S P
海上作業に関する事項	M A W
海上測量業務に関する事項	M S M
港湾運送事業に関する事項	H S W
港湾工事にに関する事項	H B W
漁業通信に関する事項	F S E
航空機の運用に関する事項	M M A
飛行援助に関する事項	A C B
航空機の安全及び運行管理に関する事項	A C D
自家用の航空関係に関する事項	A C O
飛行場における航空機の飛行援助に関する事項	A C A
飛行場における地上管制に関する事項	A C Y
航空機の運航管理又は運航管理の支援に関する事項	A C Z

航空機の製造修理に関する事項	ACT
航空機の修理に関する事項	ACR
一般乗用旅客自動車の運行に関する事項	LCT
貨物自動車の運行に関する事項	LCK
自動車の教習に関する事項	EDT
医療業務に関する事項	RXW
農林業に関する事項	AAF
MCA陸上移動通信に関する事項	MCA
狭域通信に関する事項（有料道路自動料金収受に関する事項を除く。）	DSR
狭域通信に関する事項（有料道路自動料金収受に関する事項）	ETC
電波利用の適正化のための広報に関する事項	ATG
地震又は火山噴火予知観測に関する事項	SEE
気象・動体の観測データの伝送に関する事項	OTT
地域振興に関する事項	LAO
スポーツ・レジャーに関する事項	SRD
労働基準監督に関する事項	GMJ

ニュースの取材及び速報に関する事項	NPW
現金・有価証券等の安全輸送に関する事項	LCM
警備保障業務に関する事項	PTG
侵入検知に関する事項	PTI
災害防止に関する事項	PTH
無線標定に関する事項	OTG
音響に関する事項	OTO
本邦外に在住する日本人向けの広報に関する事項	TKK
一般業務用通信に関する事項	GEN

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成二十六年五月七日から施行する。
(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に免許又は予備免許を受けている無線局の目的であって、次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる無線局の目的とみなす。

無線局の目的	無線局の目的
--------	--------

防衛用	航空保安用	海上保安用	警察用	事項のみであるものに限る。）	電気通信業務用（当該目的に係る通信事項が電気通信事業運営に関する事項のみであるものに限る。）	電気通信業務用（エリア放送利用）	ーダリンクを含む。）	電気通信業務用（一般放送用のフィ	む。）	電気通信業務用（一般放送利用を含む。）	電気通信業務用（当該目的に係る通信事項が電気通信事業運営に関する事項のみであるものを除く。）	電気通信業務用（当該目的に係る通信事項が電気通信事業運営に関する事項のみであるものを除く。）	項目	コード	項目	コード
G M D	A C C	M S A	G M P		C C C	C C A		C C F		C C G		C C C			電気通信業務用	C C C
					公共業務用											P U B

治安維持対策用	気象用	国家行政用（当該目的に係る通信事項が税関事務に関する事項、検疫事務に関する事項、麻薬取締に関する事項、入国管理に関する事項、国税事務に関する事項、公安調査に関する事項、矯正管理に関する事項、電気通信監理に関する事項、外務行政事務に関する事項、国会事務に関する事項、防災事務に関する事項、運輸関係災害対策に関する事項、外交に関する事項、検察事務に関する事項、電気通信規律に関する事項、放射能汚染の管理業務に関する事項又は消防事務に関する事項であるもの
T R O	C W R	G O V

道路管理用	高度道路交通システム用	道路交通情報通信用	るものに限る。）	地方行政用（当該目的に係る通信事項が地方行政事務に関する事項であるものに限る。）	土地改良事業用	公害対策用	霧警報用	放流警報用	消防用	防災行政用	水防道路用	水防用	防災対策用	に限る。）
R D K	I T S	R D V		L G O	A G G	K T S	D B B	R D G	F I R	D A I	R D A	R D R	D A B	

電気事業用	EP A
ガス事業用	GA S
水資源開発用	RD C
上下水道事業用	WR U
熱供給事業用	HE T
標準周波数用	GM S
鉄道軌道事業用	LC L
索道用（当該目的に係る通信事項が索道用搬機の安全運行に関する事項であるものに限る。）	LC A
山岳遭難対策用	DB A
有線テレビジョン放送事業用	BC M
海事用（当該目的に係る通信事項が航路警戒に関する事項であるものに限る。）	MA A
港湾業務用（当該目的に係る通信事項	HS M

<p>項が港湾管理に関する事項、港務通信に関する事項又は国際港湾施設の保安の確保等に関する事項であるものに限る。）</p>	<p>救難用</p>	<p>漁業指導監督用</p>	<p>自動車運送事業用（当該目的に係る通信事項が一般乗合旅客自動車の安全運行に関する事項、一般貸切旅客自動車の安全運行に関する事項又は特定旅客自動車の安全運行に関する事項であるものに限る。）</p>	<p>農業用（当該目的に係る通信事項が農業気象に関する事項であるものに限る。）</p>	<p>赤十字用</p>
	<p>R S C</p>	<p>F S M</p>	<p>L C I</p>	<p>A G A</p>	<p>R X Y</p>

無線標定業務用（当該無線局が港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第十二条第一項各号に掲げる業務のための通信を行うものであり、通信事項が位置信号業務に関する事項又は無線標定に関する事項であるものに限る。）			OTG
核燃料事業用			KGS
宇宙開発用			SPA
宇宙運用業務用			SPB
放送事業用	放送事業用		BCS
一般放送	一般放送用		BCB
エリア放送			ABC
エリア放送及び電気通信業務用（エリア放送利用）	電気通信業務用		CAC
	一般放送用		GBC
中波放送	基幹放送用		BBB

標準テレビジョン放送（デジタル放	超短波データ多重放送	有料放送を含む。）	超短波文字多重放送（外国語放送・ 有料放送を含む。）	超短波文字多重放送（外国語放送）	超短波文字多重放送	超短波文字多重放送（外国語放送）	超短波文字多重放送（デジタル放送・有料放 送を含む。）	超短波文字多重放送（デジタル放送）	超短波放送（外国語放送）	超短波放送	短波放送（中継国際放送）	短波放送（国際放送）	短波放送
D T J	F D M		F P C	F F C	F C M		P D A	D F M	F F M	B F M	R I B	I B R	B R

送)	高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送(デジタル放送)	DH V
	高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送(デジタル放送・受信障害対策中継放送)	SH V
	データ放送(デジタル放送)	DD J
	マルチメディア放送	MM H
	超短波放送(コミュニティ放送)	CF M
	超短波文字多重放送(コミュニティ放送)	CF C
	超短波文字多重放送(コミュニティ放送・有料放送を含む。)	CP C
	超短波放送(臨時目的放送)	EF M
)	超短波文字多重放送(臨時目的放送)	EF C

超短波文字多重放送（臨時目的放送 ・有料放送を含む。）	E P C
放送試験用（実験等無線局に該当す るもの。）	B C K
放送試験用（実験等無線局に該当し ないもの。）	B C L
標準テレビジョン放送	B T V
標準テレビジョン放送（有料放送を 含む。）	P T V
標準テレビジョン放送（受信障害対 策中継放送）	S T V
標準テレビジョン音声多重放送	T A M
標準テレビジョン音声多重放送（有 料放送を含む。）	P T A
標準テレビジョン音声多重放送（受 信障害対策中継放送）	S A M

標準テレビジョン文字多重放送	TCM
標準テレビジョン文字多重放送（有料放送を含む。）	PTC
標準テレビジョン文字多重放送（受信障害対策中継放送）	SCM
標準テレビジョン・データ多重放送	TDM
標準テレビジョン・データ多重放送（有料放送を含む。）	PTD
標準テレビジョン・データ多重放送（受信障害対策中継放送）	SDM
標準テレビジョン文字多重放送と標準テレビジョン・データ多重放送を併せ行うもの（有料放送を含む。）	PCD
高精細度テレビジョン放送	HD
実験試験用	EXP
アマチュア業務用	ATC
標準テレビジョン文字多重放送	TCM
標準テレビジョン文字多重放送（有料放送を含む。）	PTC
標準テレビジョン文字多重放送（受信障害対策中継放送）	SCM
標準テレビジョン・データ多重放送	TDM
標準テレビジョン・データ多重放送（有料放送を含む。）	PTD
標準テレビジョン・データ多重放送（受信障害対策中継放送）	SDM
標準テレビジョン文字多重放送と標準テレビジョン・データ多重放送を併せ行うもの（有料放送を含む。）	PCD
高精細度テレビジョン放送	HD
実験試験用	EXP
アマチュア業務用	ATC

簡易な業務用	C R A	簡易無線業務用	C R A
右以外のもの		一般業務用	G E N

3 この告示の施行の際現に免許又は予備免許を受けている気象業務用以外の目的を持つ無線局であつて通信事項が気象業務に関する事項（気象警報に関する事項を除く。）、気象警報に関する事項又は気象観測実験に関する事項を持つもの、海事用以外の目的を持つ無線局であつて通信事項が航路警戒に関する事項を持つもの及び港湾業務用以外の目的を持つ無線局であつて通信事項が港湾管理に関する事項、港務通信に関する事項又は国際港湾施設の保安の確保等に関する事項を持つものについては、前項の表の下欄に掲げる無線局の目的に加え、公共業務用の目的を併せ持つものとみなす。

4 この告示の施行の際現に免許又は予備免許を受けている無線局の通信事項であつて、次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる通信事項とみなす。ただし、当該無線局がその通信事項として電気通信業務に関する事項と電気通信事業運営に関する事項又は宇宙運用業務に関する事項とを併せ持つものである場合には、その併せ持つ通信事項は電気通信業務に関する事項とみなす。

通信事項		通信事項	
項目	コード	項目	コード

電気通信業務に関する事項（当該通信事項に係る目的が電気通信業務用（一般放送利用を含む。）又は電気通信業務用（一般放送用のフィードバックを含む。）であるものを除く。）	CCC	電気通信業務（一般放送利用を含む。）に関する事項	CCC
電気通信事業運営に関する事項	CCM	電気通信事業運営に関する事項	CCM
宇宙運用業務に関する事項（当該通信事項に係る目的が宇宙運用業務用であるものに限る。）	SPB	宇宙運用業務に関する事項	SPB
電報の託送に関する事項	TLG	電報の託送に関する事項	TLG
警察事務に関する事項	GMP	警察事務に関する事項	GMP
道路交通情報に関する事項（高度道路交通システムに関する事項を除く）	RDI	道路交通情報に関する事項（安全運転支援に関する事項を除く。）	RDI

労働基準監督に関する事項	GMJ	労働基準監督に関する事項	GMJ
国税事務に関する事項	GMG	国税事務に関する事項	GMG
入国管理に関する事項	GME	入国管理に関する事項	GME
麻薬取締に関する事項	GMN	麻薬取締に関する事項	GMN
検疫事務に関する事項	GMQ	検疫事務に関する事項	GMQ
税関事務に関する事項	GMC	税関事務に関する事項	GMC
気象警報に関する事項	CWB	気象警報に関する事項	CWB
農業気象に関する事項	AGO		
気象観測実験に関する事項	CWK		
気象業務に関する事項（気象警報に関する事項を除く。）	CWR	気象業務に関する事項（気象警報に関する事項を除く。）	CWR
治安維持対策に関する事項	TRO	治安維持対策に関する事項	TRO
防衛に関する事項	GMD	防衛に関する事項	GMD
航空保安無線施設に関する事項	ACG		
航空保安事務に関する事項	ACH	航空保安事務に関する事項	ACH
航空無線航行に関する事項	ACF	航空無線航行に関する事項	ACF

公安調査に関する事項	G M L	公安調査に関する事項	G M L
矯正管理に関する事項	G M R	矯正管理に関する事項	G M R
電気通信監理に関する事項	G M A	電気通信の監理・規律に関する事項	G M A
電気通信規律に関する事項	G M X		
外務行政事務に関する事項	G M T	外務行政事務に関する事項	G M T
国会事務に関する事項	G G G	国会事務に関する事項	G G G
防災事務に関する事項	D A G	防災対策に関する事項	D A B
運輸関係災害対策に関する事項	G M V		
防災対策に関する事項	D A B		
外交に関する事項	E M B	外交に関する事項	E M B
検察事務に関する事項	G M K	検察事務に関する事項	G M K
放射能汚染の管理業務に関する事項	G K A	放射能汚染の管理業務に関する事項	G K A
消防事務に関する事項	F D A	消防事務に関する事項	F D A
消防の任務に関する事項	F I R		
消防防災事務に関する事項	S H J		
防災行政事務に関する事項	D A I	防災行政事務に関する事項	D A I

水防事務に関する事項	RDR	水防事務に関する事項	RDR
水防道路に関する事項（災害対策・水防に関する事項を除く。）	RDA	水防道路に関する事項（災害対策・水防に関する事項を除く。）	RDA
災害対策・水防に関する事項	DAO	災害対策・水防に関する事項	DAO
河川法第48条に規定する通知に関する事項	RDG	放流警報又は霧警報に関する事項	DFW
観測情報の伝送に関する事項	RDT		
霧警報に関する事項	DBB		
公害対策に関する事項	KTS	公害対策に関する事項	KTS
土地改良事業に関する事項	AGG	土地改良事業に関する事項	AGG
地方行政事務に関する事項	LGO	地方行政事務に関する事項	LGO
道路交通情報通信に関する事項	RDV	道路交通情報通信に関する事項	RDV
高度道路交通システムに関する事項	ITS	安全運転支援に関する事項	ITS
道路管理に関する事項	RDK	道路管理に関する事項	RDK
本四連絡高速道路の事業に関する事項	RDB		

電気事業に関する事項	EP A	電気事業に関する事項	EP A
電気保安業務に関する事項	EP H		
給電に関する事項	EP W		
侵入検知に関する事項	PT I	侵入検知に関する事項	PT I
ガス事業に関する事項	GA S	ガス事業に関する事項	GA S
水資源開発に関する事項	RD C	水資源開発に関する事項	RD C
上下水道事業に関する事項	WR U	上下水道事業に関する事項	WR U
熱供給事業に関する事項	HE T	熱供給事業に関する事項	HE T
一般放送に関する事項	BC B	一般放送に関する事項	BC B
エリア放送に関する事項	AB C	エリア放送に関する事項	AB C
放送番組の中継に関する事項	BC P	放送番組の中継に関する事項	BC P
放送番組素材の中継に関する事項	BC A	放送番組素材の中継に関する事項	BC A
放送番組の取材等の連絡に関する事項	BC G	放送番組の取材等の連絡に関する事項	BC G
無線設備の監視・制御に関する事項	RC T	無線設備の監視・制御に関する事項	RC T
放送事業に関する事項（中継、連絡	BC S	放送事業に関する事項（中継、連絡	BC S

又は無線設備の監視・制御に関する事項を除く。)										又は無線設備の監視・制御に関する事項を除く。)
有線テレビジョン放送事業に関する事項	BCM									有線テレビジョン放送事業に関する事項
標準周波数及び標準時の通報	GMS									標準周波数及び標準時の通報
航空機の航行に関する事項	MM A									航空機の運用に関する事項
航空事業に関する事項	AC W									
航空機の飛行訓練に関する事項	AC U									
航空関係事業に関する事項	AC X									
自家用の航空関係に関する事項	AC O									自家用の航空関係に関する事項
飛行場における航空機の飛行援助に関する事項	AC A									飛行場における航空機の飛行援助に関する事項
飛行場における地上管制に関する事項	AC Y									飛行場における地上管制に関する事項
航空機の運航管理又は運航管理の支援に関する事項	AC Z									航空機の運航管理又は運航管理の支援に関する事項

航空機の製造修理に関する事項	ACT	航空機の製造修理に関する事項	ACT
航空機の修理に関する事項	ACR	航空機の修理に関する事項	ACR
海上運送事業に関する事項	MCS	海上運送事業に関する事項	MCS
海洋の観測に関する事項	MCR	海洋の観測に関する事項	MCR
水先業務に関する事項	HSP	水先・引き船に関する事項	HSP
操船援助又は船舶の接岸若しくは係留に関する事項	HSL		
サルベージ事業に関する事項	HBS	海上作業に関する事項	MAW
油回収作業に関する事項	OIL		
特殊作業に関する事項	SPE		
調査監督に関する事項	HIS		
海底資源開発事業に関する事項	OTK		
海上測量業務に関する事項	MSM	海上測量業務に関する事項	MSM
航路警戒に関する事項	HSA	航路警戒に関する事項	HSA
港湾管理に関する事項	HSM	港湾管理に関する事項	HSM
港湾運送事業に関する事項	HSW	港湾運送事業に関する事項	HSW

コンテナ荷役に関する事項	HSN																			
国際港湾施設の保安の確保等に関する事項	HEA																			
港務通信に関する事項	HST																			
港湾工事にに関する事項	HBW																			
海難救助に関する事項	DAF																			
搜索救助作業に関する事項	MSR																			
船舶又は航空機の救難に関する事項	DAH																			
漁業指導監督に関する事項	FSM																			
漁業通信に関する事項	FSE																			
漁業の調査に関する事項	FSR																			
漁業協同組合の業務に関する事項	FSG																			
漁業共済組合の業務に関する事項	FSK																			
魚群探知の伝送に関する事項	FSF																			
列車防護警報に関する事項	LCQ																			
鉄道・軌道の貨客車の安全運行に関する事項	LCL																			

国際港湾施設の保安の確保等に関する事項	HEA																			
港務通信に関する事項	HST																			
港湾工事にに関する事項	HBW																			
海難救助に関する事項	DAF																			
船舶又は航空機の救難に関する事項	DAH																			
漁業指導監督に関する事項	FSM																			
漁業通信に関する事項	FSE																			
列車防護警報に関する事項	LCQ																			
鉄道・軌道の貨客車の安全運行に関する事項	LCL																			

陸上移動通信に関する事項及び制御	M C W									
陸上移動通信設備試験に関する事項	M C T									
M C A 陸上移動通信に関する事項	M C A									
陸上移動通信に関する事項										
現金・有価証券等の安全輸送に関する事項	L C M									
貨物自動車の運行に関する事項	L C K									
事項										
一般乗用旅客自動車の運行に関する事項	L C T									
特定旅客自動車の安全運行に関する事項	L C E									
一般貸切旅客自動車の安全運行に関する事項	L C H									
一般乗合旅客自動車の安全運行に関する事項	L C I									
索道用搬機の安全運行に関する事項	L C A									
陸上移動通信に関する事項										
M C A 陸上移動通信に関する事項	M C A									
現金・有価証券等の安全輸送に関する事項	L C M									
貨物自動車の運行に関する事項	L C K									
事項										
一般乗用旅客自動車の運行に関する事項	L C T									
一般乗合旅客自動車等の安全運行に関する事項	L C I									
索道用搬機の安全運行に関する事項	L C A									

局試験に関する事項												
狭域通信に関する事項	DSR	狭域通信に関する事項（有料道路自 動料金収受に関する事項を除く。）										
狭域通信に関する事項	EET	狭域通信に関する事項（有料道路自 動料金収受に関する事項を除く。）										
狭域通信に関する事項（道路交通情 報通信に関する事項に限る。）	DRD											
有料道路自動料金収受に関する事項	ETC	狭域通信に関する事項（有料道路自 動料金収受に関する事項）										
スポーツ・レジャーに関する事項	SRD	スポーツ・レジャーに関する事項										
競技及び訓練に関する事項	SRR											
航空レジャーに関する事項	ASR											
農業に関する事項	AGA	農林業に関する事項										
林業に関する事項	TRW											
赤十字に関する事項	RXY	赤十字に関する事項										
医療業務に関する事項	RXW	医療業務に関する事項										
山岳遭難防止及び救助に関する事項	DBA	山岳遭難防止及び救助に関する事項										

無線機器の開発製造に関する事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。）	無線機器の多点計測に関する事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。）	航空機各部の多点計測に関する事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。）	放送試験に関する事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。）	電波伝搬試験に関する事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。）	（	教育に関する事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。）	災厄防止に関する事項	警備保障業務に関する事項
MMR	SEG	BCY	OTW	EDC	PTH	PTG		
						教育に関する事項	災厄防止に関する事項	警備保障業務に関する事項
				実験、試験又は調査に関する事項（アルゴシステムデータ伝送に関する事項、教育に関する事項を除く。）	EXP	EDC	PTH	PTG

るものに限る。)	無線設備の展示による科学知識の普及に関する事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。）	O T J
研究に関する事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。）	S C I	科学技術開発実験に関する事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。）
電波の利用の効率性に関する試験に係る事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。）	T E S	電波の利用の需要に関する調査に係る事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。）
S D S		

アルゴシステムデータ伝送に関する事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限る。）	OTP	アルゴシステムデータ伝送に関する事項	OTP
アマチュア業務に関する事項	ATC	アマチュア業務に関する事項	ATC
アマチュア業務（人工衛星追跡管制）に関する事項	ATS	アマチュア業務（人工衛星追跡管制）に関する事項	ATS
簡易な事項	CRA	簡易な事項	CRA
電波利用の適正化のための広報に関する事項	ATG	電波利用の適正化のための広報に関する事項	ATG
ニュースの取材及び速報に関する事項	NPW	ニュースの取材及び速報に関する事項	NPW
地震又は火山噴火予知観測に関する事項	SEE	地震又は火山噴火予知観測に関する事項	SEE
気象・動体の観測データの伝送に関する事項	OTT	気象・動体の観測データの伝送に関する事項	OTT
自動車の教習に関する事項	EDT	自動車の教習に関する事項	EDT

音響に関する事項	ATO	原子力関係業務に関する事項	ATO
核原料物質及び原子炉の規制に関する法律の通報に関する事項	ATS		
核燃料事業に関する事項	KGS		
原子力施設の安全対策に関する事項	KGT		
ロケット打上情報周知に関する事項	SPA	宇宙開発に関する事項	SPA
ロケット実験に伴う警備上の連絡に関する事項	SPC		
作業連絡に関する事項（当該通信事項に係る目的が宇宙開発用であるものに限る。）	OTA		
宇宙実験に関する事項	SES		
技術試験に関する事項	SEM		
地域振興に関する事項	LAO	地域振興に関する事項	LAO
本邦外に在住する日本人向けの広報に関する事項	TKK	本邦外に在住する日本人向けの広報に関する事項	TKK

右以外のもの

一般業務用通信に関する事項

GEN

5 この告示の施行の際現に免許又は予備免許を受けている無線局の目的であつて、次の表の上欄に掲げるものの無線局は、同表の下欄に掲げる通信事項を持つものとする。

無線局の目的	通信事項
電気通信業務用（一般放送利用を含む。）	電気通信業務（一般放送利用を含む。）に関する事項
電気通信業務用（一般放送利用のフィードリンクを含む。）	電気通信業務（一般放送利用のフィードリンクを含む。）に関する事項
電気通信業務用（エリア放送利用）	電気通信業務（一般放送利用を含む。）に関する事項
警察用	警察事務に関する事項
海上保安用	海上保安事務に関する事項
航空保安用	航空保安事務に関する事項
防衛用	防衛に関する事項
治安維持対策用	治安維持対策に関する事項
気象用（当該無線局の通信事項が気象警報に関する事項）	気象業務に関する事項（気象警報に関する事項）

ガス事業用	電気事業用	道路管理用	高度道路交通システム用	道路交通情報通信用	土地改良事業用	公害対策用	霧警報用	放流警報用	消防用	防災行政用	水防道路用（当該無線局の通信事項が災害対策・水防に関する事項であるものを除く。）	水防用	防災対策用	する事項であるものを除く。）
ガス事業に関する事項	電気事業に関する事項	道路管理に関する事項	安全運転支援に関する事項	道路交通情報通信に関する事項	土地改良事業に関する事項	公害対策に関する事項		放流警報又は霧警報に関する事項	消防事務に関する事項	防災行政事務に関する事項	水防道路に関する事項（災害対策・水防に関する事項を除く。）	水防事務に関する事項	防災対策に関する事項	を除く。）

水資源開発用	水資源開発に関する事項
上下水道事業用	上下水道事業に関する事項
熱供給事業用	熱供給事業に関する事項
標準周波数用	標準周波数及び標準時の通報
鉄道軌道事業用（当該無線局の通信事項が列車防護警報に関する事項であることを除く。）	鉄道・軌道の貸客車の安全運行に関する事項
山岳遭難対策用	山岳遭難防止及び救助に関する事項
有線テレビジョン放送事業用	有線テレビジョン放送事業に関する事項
救難用	海難救助に関する事項
漁業指導監督用	漁業指導監督に関する事項
赤十字用	赤十字に関する事項
無線標定業務用（当該無線局が港湾法第十二条第一項各号に掲げる業務のための通信を行うものであって、通信事項が位置信号業務に関する事項又は無線標定に関する事項であるものに限る。）	港務通信に関する事項

核燃料事業用	原子力関係業務に関する事項
宇宙開発用	宇宙開発に関する事項
宇宙運用業務用	宇宙運用業務に関する事項
放送事業用（当該無線局の通信事項が放送番組の中継に関する事項、放送番組素材の中継に関する事項、放送番組の取材等の連絡に関する事項又は無線設備の監視・制御に関する事項であるものを除く。）	放送事業に関する事項（中継、連絡又は無線設備の監視・制御に関する事項を除く。）
航空機製造修理事業用	航空機の製造修理に関する事項
新聞通信用	ニュースの取材及び速報に関する事項
非常警報用	災厄防止に関する事項
警備保障用	警備保障業務に関する事項
侵入検知用	侵入検知に関する事項